

研究ノート

# 離婚における養育費の現状と問題点

## ——簡易算定方式の検討——

宮坂 順子

Study of the Simplified Calculation Method about Child-care Expenses in Divorce

Junko Miyasaka

### 1. はじめに

日本国内における離婚件数は、厚生労働省「人口動態統計」によると2013年は231,383件、離婚率は1.84%である。そのうち「夫妻が親権を行わなければならない20歳未満の未婚の子ども」がいる世帯は135,074件で全体の58.4%を占める。さらに、その中で母親が「全児の親権者」となる割合は84.2%であり、この母親が親権者となる割合は年々漸増している。

さらに、厚生労働省「2011年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯となった理由に8割が離婚をあげている。母子世帯の経済的困窮は既に多くの場面で指摘されているが、その一因に子どもの養育費の問題も多大な影響を及ぼしている。

通常、離婚時に未成年の子どもがいる場合、父母間で養育費の取り決めがなされる。その際、簡便で説得力のある算定基準として「養育費・婚姻費用簡易算定表<sup>1)</sup>」(以下では「簡易算定表」と記す)が活用されることが多い。この算定方式は、裁判官らが家計統計等を用いて編出し、2003年に提案したものである。しかし、その算定額や算定方式については、弁護士会や法学者から検証の必要性や問題点が指摘されている(松嶋:2007, 2012, 2013, 日本弁護士連合会:2011, 2012, 2013, 大阪弁護士会:2012)。

一方、筆者はこれまで、家計問題や生活問題を取り上げてきたが、筆者の基盤とする家庭経済学等の生活科学領域から、この簡易算定方式へのアプローチは管見ながら見当たらない。

そこで本稿の目的は、筆者の研究領域から「簡易算定方式」を検証し、今後の新たな課題につなげることである。手順として、まず養育費支払いの現状を概観し、次に簡易算定方式の枠組みを示した後、最新の統計データを用いて簡易算定方式の検証を行う。

---

1 子の人数(1~3人)と年齢(0~14歳と15~19歳の2区分)に応じて表1~9に分かれている。縦軸が義務者、横軸が権利者の年取で、それが交差する金額が義務者が負担すべき養育費の標準的な月額を示している(裁判所 [http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms\\_lf/santeihyo.pdf](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/santeihyo.pdf), 2014.8 アクセス)

## 2. 養育費の現状

### (1) 「養育費」とは

2011年の民法一部改正により、第766条に、離婚に際して夫婦が決めるべき事項として、面会交流と養育費が明文化された<sup>2</sup>（2012年4月1日から施行）。条文には「養育費」という文言はないが、養育費と同義と見なされる「子の監護に要する費用の分担」があり、法務省民事局のリーフレット『夫婦が離婚をするときに～子どものために話し合っておくこと～』には、「養育費」の考え方が以下のように明確に示されている。

「養育費とは、子どもを監護・教育する為に必要な費用です。一般的には、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。親の子どもに対する養育費の支払い義務（扶養義務）は親に余力が無くても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。」

（出所：www//moji.go.jp 法務省民事局参事官室, 2014.9.4 アクセス）

### (2) 養育費の支払いの現状

#### ①取り決めの状況

表2-1は、厚生労働省「2011年度全国母子世帯等調査」から、養育費の取り決めの有無を離婚の方法別に比較したものである。全体の6割が離婚時に養育費の取り決めを行っていない。しかし離婚の方法別で大きな違いが見られる。「協議離婚」は当事者同士の合意で決める離婚の方法であり、日本では離婚件数のおよそ9割を占めるが<sup>3</sup>、養育費の「取り決めをしている」のは30.1%と低く、67.5%が「取り決めをしていない」。一方、家庭裁判所が介在した調停離婚、審判離婚、裁判離婚を合わせた「その他の離婚」では、養育費の「取り決めをしている」は74.8%と高く、「取り決めをしていない」は23.9%で「協議離婚」と数値が逆転している。

表 2-1 離婚の方法別母子世帯の養育費取り決めの有無

件 (%)

	総数	協議離婚	その他の離婚
取り決めをしている	502( 32.7)	333( 30.1)	169( 74.8)
取り決めをしていない	801( 60.1)	747( 67.5)	54( 23.9)
不詳	29( 2.2)	26( 2.4)	3( 1.3)
合計	1,332(100.0)	1,106(100.0)	226(100.0)

出所：厚生労働省「2011年度全国母子世帯等調査」より作成。

注：「その他の離婚」とは調停離婚、審判離婚、裁判離婚の合計。

2 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない（下線部分が主要な訂正箇所）。この改正を受けて、離婚届には、強制力は無いが、面会交流と養育費について

さらに母親の最終学歴別でも養育費の取り決め率に違いが見られる。最終学歴が中学校では取り決め率は20.7%と低い、短大では58.0%、大学・大学院では51.8%と高い。養育費支払い能力に影響する経済力の、学歴格差も推測されるなど、養育費に関わる多くの課題の一端を示しているといえる。

## ②履行状況

養育費の取り決めをしている母子世帯について、離婚の方法別に養育費の受給状況を見ると、「現在も受けている」世帯は、「協議離婚」「その他の離婚」とも、およそ5割であり、離婚の方法別による差はほとんど見られない(表2-2)。しかし、「過去に受けたことがある」世帯では、「協議離婚」26.4%、「その他の離婚」33.1%と、「その他の離婚」の方が6.7ポイント高い。また、取り決めをしたにも関わらず「受けたことが無い」世帯は「協議離婚」では21.4%だが「その他の世帯」は13.4%と8ポイントほど低い。この差は、多少なりとも裁判所の影響力があるためと言えよう。しかし、以上の結果からも、養育費履行の難しさが明らかとなっている。

表 2-2 養育費の取り決めをしている母子世帯の離婚の方法別受給状況 件 (%)

	総数	協議離婚	その他の離婚
総数	502(100.0)	333(100.0)	169(100.0)
現在も受けている	253( 50.4)	169( 50.8)	84( 49.7)
過去に受けたことがある	144( 28.7)	88( 26.4)	56( 33.1)
受けたことが無い	94( 18.7)	72( 21.6)	22( 13.4)
不詳	11( 2.2)	4( 1.2)	7( 4.1)

出所：厚生労働省「2011年度全国母子世帯等調査」より作成。  
注：「その他の離婚」とは調停離婚、審判離婚、裁判離婚の合計。

## ③養育費の金額

表2-3は、子の数別に母子世帯の養育費受給月額を見たものである。子ども1人の場合は4万円以下が7割を占めるが、2人の場合は6万円以下がおよそ8割、3人の場合は8万円以下が7割と、一人当たりの養育費は総じて月3万円前後と低額であることがわかる。

ての記載欄が新たに設けられた。

- 3 厚生労働省「人口動態統計」では、2013年の離婚件数231,383件中、協議離婚は201,883件で87.3%である。

表 2-3 調停離婚成立・24 条審判離婚のうち子の数別母親を監護者と定めた場合の夫から妻への養育費支払額の分布（全家庭裁判所）（件）

	総数	1万円以下	2万円以下	4万円以下	6万円以下	8万円以下	10万円以下	10万円を超える	額不明
総数	16447	962	2365	6369	3715	1309	810	850	67
	100.0%	5.8%	14.4%	38.7%	22.6%	8.0%	4.9%	5.2%	0.4%
1人	8531	523	1433	3879	1711	467	228	262	28
	100.0%	6.1%	16.8%	45.5%	20.1%	5.5%	2.7%	3.1%	0.3%
2人	6178	329	730	2095	1591	702	352	346	33
	100.0%	5.3%	11.8%	33.9%	25.8%	11.4%	5.7%	5.6%	0.5%
3人	1545	90	180	356	386	120	206	202	5
	100.0%	5.8%	11.7%	23.0%	25.0%	7.8%	13.3%	13.1%	0.3%
4人	172	16	21	32	25	19	23	35	1
	100.0%	9.3%	12.2%	18.6%	14.5%	11.0%	13.4%	20.3%	0.6%
5人以上	21	4	1	7	2	1	1	5	—
	100.0%	19.0%	4.8%	33.3%	9.5%	4.8%	4.8%	23.8%	—

出所：最高裁判所事務総局「2012年司法統計年報3家事編」第23表より作成。

### 3. 簡易算定方式による養育費算定の枠組み

#### (1) 簡易算定方式提案の背景とそれ以前の算定方法

2003年、裁判官、調査官らをメンバーとする「東京・大阪養育費研究会」（以下研究会と記す）は「養育費等の算定の簡易化・迅速化を目指し、従前の家庭裁判所における実務について再検討を加える研究を行い」、従来の基本的な枠組みは踏襲しつつ、「養育費・婚姻費用簡易算定表」を用いる新たな算定方式を提案した（東京・大阪養育費研究会、2003、p.285）。この提案は『判例タイムズ』No.1111（2003.4.1）に全文掲載されており、本稿はこの文献を基に、養育費に限定して検討する。

表 3-1-1 は、2003 年以前の養育費算定の基本的枠組みである。「基礎収入」、「最低生活費」、「職業費」、「特別経費」の 4 項目からなっている。

表 3-1-1 養育費算定の基本的枠組み

①基礎収入	全収入から公租公課、③、④を控除した金額
②最低生活費	生活保護法 3 条が保障する最低限度の生活を維持するための費用
③職業費	給与所得者のみ、就労に必要な出費（被服費、交通費、交際費、こづかいなど）
④特別経費	住居費や医療費など、支出を余儀なくされる費用

出所：東京・大阪養育費研究会（2003、p.286、287）から作成。

給与所得者の「職業費」以外はすべて個別に源泉徴収票等をもとに実額計算され、表 3-1-2 の手順で養育費が算定された。

表 3-1-2 2003 年以前の算定手順

1 義務者、権利者の基礎収入 (①) の認定	職業費 (③) は総収入の 10～20% で推計する
2 義務者、権利者、子の最低生活費 (②) の認定	厚生労働省の保護基準による
3 義務者、権利者の分担能力の有無を認定	義務者の収入が②を下回っている場合は分担能力なしとする場合がある
4 子に当てられるべき生活費を認定	義務者と子の同居を仮定し、義務者の①を義務者と子の②の割合で按分計算 <sup>4</sup>
5 義務者が負担すべき子の養育費を算出	義務者・権利者の基礎収入割合で子の生活費を按分し、義務者の負担分を算出する

出所：東京・大阪養育費研究会 (2003, p.286, 287) から作成。

研究会は、この算定方法の問題点として、煩雑過ぎて当事者も養育費を予測できなかったこと、「特別経費」の費目が明確ではなく、特に審判事件では、その実額認定に時間がかかり、審理の長期化や算定額の低額化を生じさせる場合もあったことなどを挙げ、簡易迅速で汎用性のある算定方法が要請されていたと述べている（「東京・大阪養育費研究会」, 2003, p.287）。

## (2) 研究会提案の「簡易算定表」による養育費算定方式とは

提案された簡易算定方式では、以前の基本的枠組みを踏襲しつつ、「基礎収入」及び親と子の「生活費」の割合を理論値や指数で標準化している（表 3-2-1, 表 3-2-2）。以下では、給与所得者の場合についてそれらの算出方法を詳しく取り上げてみたい。

表 3-2-1 基礎収入と控除費目の総収入に占める割合

扶養義務者（夫妻）の総収入（100%）				
	必要経費として控除される費目と割合			基礎収入
	公租公課	職業費	特別経費	
給与所得者	12～31%	20～19%	26～16%	42～35%
自営業者 <sup>注1</sup>	15～30%	—	33～23%	52～47%

出所：東京・大阪養育費等研究会 (2003, p.289) より作成。

注1：自営業者の場合は、給与所得者の職業費に当たる費用や社会保険料は既に控除されているため、課税される所得金額を総収入とし、所得税、住民税、特別経費を控除する。

注2：数値の表記は年間収入階級別の最低位階級～最高位階級の値を示している。

表 3-2-2 親子の生活費指数

生活費指数	親	100	子 (0～14 歳)	55	子 (15～19 歳)	90
-------	---	-----	------------	----	-------------	----

出所：表 3-2-1 に同じ。

### ① 控除費目及び基礎収入の総収入に占める割合の算出方法

研究会は、「公租公課」（税金・社会保険料）が総収入に占める割合については、「各税

4 「生活保持義務」の考え方に則り、「高収入の親（義務者）と子が同居している状態を仮定している」（東京・大阪養育費研究会, 2003, p.286）。

法等で理論的に算出された標準的な割合（理論値）を採用」（東京・大阪養育費研究会, 2003, p.289）とあり、具体的な算出手順は示しておらず、総収入の12～31%（高所得者の方が割合が高い）としている。

「職業費」、「特別費」については、総務省「家計調査年報」の1998～2002年度の「年間収入階級別一世帯当たり年平均1ヶ月間の収入と支出（勤労者世帯）」から、各費目の5年間の平均値を出し、実収入に占める「職業費」「特別経費」の割合を算出している。具体的には、「職業費」は、「被服及び履物<sup>5</sup>」、「交通通信」から「交通」と「通信」、「教養娯楽」から「書籍・他の印刷物」、「その他の消費支出」から「諸雑費」、「こづかい」及び「交際費」の7費目を、給与所得者の就労に必要な費目とし、その合計の総収入比を算出し20～19%（高所得者の方が割合が低い）としている。「特別経費」では、「住居関連費」として「消費支出」の「住居」と「実支出以外の支払い」の「土地家屋借金返済」、「消費支出」の「保健医療」、「実支出以外の支払」の「保健掛け金」の4費目を、支出を余儀なくされるものとし、その合計の総収入比を算出し26～16%（高所得者の方が割合が低い）としている。

## ②親と子の生活費の指数化

「生活保護基準及び教育費に関する統計から導きだされる『標準的な生活費指数』により子の生活費を計算する」（東京・大阪養育費研究会, 2003, p.290）ために、研究会は、生活保護法第8条に基づいた「生活扶助基準」1級地-1の第1類<sup>6</sup>と第2類の1998～2002年の5年間の平均値及び文部科学省「子どもの学校費調査」の1996年度、1998年度、2000年度調査結果の「学校教育費<sup>7</sup>」の平均値を用いて、親を100とした場合、子（0～14歳）55、子（15～19歳）90という生活費指数を導きだしている（表3-2-2）。表3-2-3がその算出手順である。

なお「生活扶助基準」第1類の年齢階級は6区分<sup>8</sup>であるが、研究会は、それぞれの平均値を用いて、子は0～14歳と15～19歳の2区分に、親は20～59歳の1区分に簡略化している。さらに、子の教育費は、「0～14歳までについては、公立中学校の子がいる世帯の年間平均収入に対する公立中学校の学校教育費相当額を、15～19歳までについては公立高等学校の子がいる世帯の年間平均収入に対する公立高等学校の学校教育費相当額

5 「被服及び履物」のみ、「世帯人員で除し、有業人員で乗じたもの」（東京・大阪養育費研究会, 2003, を用いている。

6 第1類は衣食住等の日常的な消費生活のための費用の1ヶ月当たりの必要最低水準を定めた個人単位の金額であり、第2類は光熱費や家具什器購入費用など、世帯全体として消費する費用で世帯員の人数別に金額が定められている。

7 学校教育のために各家庭が支出した全経費で、学校が一律に徴収する経費及び必要に応じて各家庭が支出する経費の合計（文部科学省「2012年子どもの学習費調査」項目別定義）。

8 生活扶助基準1類の年齢階級は、0～2歳, 3～5歳, 6～11歳, 12～19歳, 20～40歳, 41～59歳の6区分。

を考慮」(東京・大阪養育費研究会, 2003, p.290) して算出したとするが、詳しい説明はなく「世帯の年間収入に対する学校教育費相当額」の算出方法については不明である。

表 3-2-3 子どもの生活費指数の算出手順

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 親一人世帯の最低生活費 = (親の第1類費の金額 + 世帯人員1人の第2類の金額)</li> <li>2. 親子世帯の最低生活費 = (親の第2類費の金額 + 子の第2類の金額 + 第2類の世帯人員別金額)</li> <li>3. 子の最低生活費 = (親子世帯の最低生活費 - 親1人世帯の最低生活費 + 学校教育費)</li> <li>4. 親1人世帯の最低生活費を100として子の最低生活費の割合を算出し指数化</li> </ol> |
|---|

出所：東京・大阪養育費等研究会 (2003, p.290) より作成。

### ③養育費の算出(給与所得者の場合)

一般に、養育費支払い義務者は所得の高い父親が、子の親権者は所得の低い母親となるケースが多いが、簡易算定方式では、義務者の「基礎収入」が最低生活費を下回る場合でも、養育費分担義務は免れないとしている。

簡易算定方式の養育費支払い義務者の養育費分担額は以下の3段階の計算方式により算出され(表3-2-4)、義務者の養育費分担額が明解・迅速にわかるよう「簡易算定表」(脚注1参照)が作成された。

表 3-2-4 簡易算定方式による養育費分担額算出手順

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 父母の基礎収入 = 源泉徴収票の「支払金額」× 0.35 ~ 0.43</li> <li>2. 子の生活費 = 義務者の基礎収入 × 子の指数 ÷ (義務者の指数 + 子の指数)</li> <li>3. 義務者の養育費分担額 = 子の生活費 × 義務者の基礎収入 ÷ (義務者の基礎収入 + 権利者の基礎収入)</li> </ol> |
|--|

出所：東京・大阪養育費等研究会 (2003, p.291) より作成。

「簡易算定表」の養育費算定額は1~2万円の幅があり、研究会はこれで「個別的事情のうち通常の範囲のものは既に考慮した」(東京・大阪養育費研究会, 2003, p.292)と記している。「簡易算定表」はインターネットで手軽に見ることができ、家庭裁判所での養育費算定のみならず、協議離婚等においても、明確で合理的な養育費の算定基準として広く利用されている。

## 4. 最新統計を用いた簡易算定方式の検証

2012年に日本弁護士連合会は、母子世帯の貧困の現状や子の福祉の観点から踏まえて、裁判所に「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表に対する意見書」を出し、合理性を欠く簡易算定方式の検証の必要性和新たな算定方式の公表を求めている。

以下では、現時点で入手可能な単年度の最新統計データを用いて簡易算定方式を検証する。本稿で、あえて最新の単年度の統計データのみを用いるのは、現時点の生活実態を反

映させることを意図している<sup>9</sup>。

### (1) 総務省統計局「2013年家計調査年報」を用いた控除費目及び「基礎収入」の検証

本稿では2013年の最新データを用いて簡易算定方式と同じ手順で控除費目及び「基礎収入」の実収入比の検証を行った。ただし「公租公課」については、前述したように算出手順が不明なため、「非消費支出」の「直接税」と「社会保険料」の合計から実収入比を算出した(表4-1)。

表4-1 必要経費として控除される費目とその実収入比(勤労者世帯)

(円)

	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
世帯人員(人)	3.42	3.06	3.21	3.26	3.36	3.46	3.47	3.50	3.55	3.68	3.60
有業人員(人)	1.70	1.45	1.50	1.53	1.67	1.68	1.68	1.78	1.82	1.94	1.98
実収入	523,589	270,082	329,952	374,721	415,232	444,841	517,411	575,743	628,502	722,715	956,687
直接税	42,205	10,209	16,057	20,481	24,877	28,119	37,431	45,088	52,227	65,695	121,870
社会保険料	55,155	24,454	32,476	38,584	42,251	47,202	54,672	62,024	69,447	78,503	101,940
合計	97,360	34,663	48,533	59,065	67,128	75,321	92,103	107,112	121,674	144,198	223,810
公租公課の実収入比(%)	18.6	12.8	14.7	15.8	16.2	16.9	17.8	18.6	19.4	20.0	23.4
有業人員の被服及び履物	6,817	3,456	3,954	4,495	5,093	5,561	6,098	7,620	8,305	10,359	14,674
交通	7,060	2,459	3,914	4,639	4,459	4,981	6,767	7,704	8,915	11,726	15,041
通信	15,345	12,429	13,871	13,312	14,532	14,332	15,435	16,649	17,517	17,206	18,165
書籍・他の印刷物	3,686	2,301	2,736	2,989	3,036	3,421	3,966	4,022	4,206	4,538	5,651
諸雑費	24,228	17,368	19,250	18,771	20,669	21,719	24,175	26,932	29,524	28,206	35,671
こづかい	15,767	6,616	10,766	11,535	11,467	14,032	14,358	17,722	19,517	23,593	28,066
交際費	19,442	10,219	13,226	15,715	16,325	16,750	20,282	20,326	24,658	24,100	32,820
合計	92,345	54,848	67,717	71,456	75,581	80,796	91,081	100,975	112,642	119,728	150,088
職業費の実収入比(%)	17.6	20.3	20.5	19.1	18.2	18.2	17.6	17.5	17.9	16.6	15.7
住居	19,775	23,992	21,366	19,653	19,503	19,194	17,862	19,578	20,813	16,897	18,889
土地家屋借金返済	39,548	12,048	23,883	26,326	28,631	38,806	42,726	43,754	48,243	59,509	71,549
保健医療	11,596	7,612	9,801	10,283	10,420	10,668	10,506	11,870	12,422	15,383	16,991
保険料	25,727	11,009	15,087	18,162	19,225	21,279	24,760	28,288	36,171	34,806	48,483
合計	96,646	54,661	70,137	74,424	77,779	89,947	95,854	103,490	117,649	126,595	155,912
特別経費の実収入比(%)	18.5	20.2	21.3	19.9	18.7	20.2	18.5	18.0	18.7	17.5	16.3
控除費目の実収入比(%)	54.7	53.4	56.5	54.7	53.1	55.3	53.9	54.1	56.0	54.0	55.4
基礎収入の割合(%)	45.3	46.6	43.5	45.3	46.9	44.7	46.1	45.9	44.0	46.0	44.6

出所：総務省統計局「2013年家計調査年報 第2-8表 年間収入十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(勤労者世帯)より筆者作成。

注：「有業人員の被服及び履物」は、消費支出の「被服及び履物」を世帯人員で除し有業人員を乗じている。

その結果、表4-1に示すようにI分位～X分位では、「公租公課」は12.8～23.4%、「職業費」は20.3～15.7%、「特別経費」は20.2～16.3%と、すべての値が簡易算定方式より低く、その結果「基礎収入」は、43.5～46.9%と、簡易算定方式より5～8ポイント高くなった(表3-2-1参照)。

この差が主に何に起因しているのかは、さらに詳しい検証が必要だが、簡易算定方式は提案から11年を経過しており、所得水準や家計構造の変化による影響は否めない。

9 簡易算定方式では、総務省統計局「家計調査」及び厚生労働省「生活扶助基準」は過去5年間の、文部科学省「学校教育費」は過去3回の調査結果の平均値を用いている。しかし1例を挙げると「学校教育費」は、2008年4月より公立高等学校授業料無償化で大幅減額となっているなどの変動がある。



その他、「基礎収入」算定過程で感じた疑問点を挙げる。

まず、第1は控除費目の整合性である。簡易算定方式では、総務省統計局「家計調査年報」の2人以上の勤労者世帯の家計収支を用いている。「職業費」の算出では「被服費」のみ、「消費支出」の「被服及び履物」を「世帯人員で除し、有業人員で乗じたもの」(注3参照)を用いている。他の控除費目はすべて世帯員全員の支出合計である。このことに関する説明は全くなく、操作の根拠も不明である。第2は、控除費目の選択の妥当性である。「職業費」の費目に、「交通」と「通信」はあるが、「自動車関係費」は選択されていない。「教養娯楽」では「書籍・他の印刷物」のみを選択している。他の控除費目についても同様だが、選択の根拠が明確に示されていない。日本弁護士連合会は「特別経費」に「保険掛金」を入れる必要は無いとし<sup>10</sup>、「保険医療費」「住宅費」についても標準化することを疑問視している。第3は、「家計調査」の5年間の平均値を用いることの妥当性である。本稿で単年度の統計データを用いることの意図については先述した。筆者は、その時の生活実態を反映させるため、算定表を用いるにしても、短いスパンでの見直しが必要と考えている。さらに、研究会が、家計調査の「年間収入階級別」を用いて該当費目の5年間の平均額を算出していることにも疑問が残る。所得水準は変化するため、5年の平均値を用いる場合でも、収入の相対的な大きさにより区分されている「年間収入五分位階級別」や「年間収入十分位階級別」の統計表の使用が適切である。

## (2) 母子世帯、男性単身世帯の家計収支を用いた「基礎収入」の試算

冒頭述べたように、日本では離婚に際し、母が親権者となり子どもを監護し、父が養育費支払い義務者となる場合が多い。そこで、一つの試みとして、総務省統計局「2013年家計調査年報」の母子世帯<sup>11</sup>と男性単身世帯の家計収支を用いて「職業費」「特別経費」「基礎収入」及びそれぞれの実収入比を算出し比較した(表4-2)。簡易算定方式と異なる点は、表4-1と同じく「公租公課」は「直接税」と「社会保険料」の合計としたこと、母子世帯の控除費目に教育関係費を加えたことの2点である。教育関係費については、子の特別経費であるため、母の所得から控除した。

「基礎収入」の実収入比を比較すると、男性単身世帯では、第I分位が45.8%、第V分位は49.3%と、その差は3.5ポイントとわずかであった。第I分位と第V分位との実収入の差は2.9倍であるにもかかわらず、実収入に占める「基礎収入」の割合には、その収入差がほとんど影響を及ぼしていないことがわかる。「基礎収入」の平均値は49.1%であり、男性単身世帯の実収入に占める「基礎収入」の割合はおおよそ5割と見なすことができる。

10 「保険料」は「貧困な世帯では保険に入ることをすらすらできず、一方、高収入の者は貯蓄性の保険に加入している」(日本弁護士連合会, 2012)。

11 集計世帯数は「20歳未満の子どものみの世帯」は109世帯、「18歳未満の子どものみの世帯」は89世帯と標本数が少ないが、現状では母子世帯の家計収支の最新データが得られる唯一の統計であるため使用した。

表 4-2 男性単身世帯及び母子世帯の「基礎収入」の試算

(円)

年間収入(千円)	男性単身世帯(勤労者世帯)						母子世帯	
	Average	I ~ 2,430	II 2,430~3,250	III 3,250~4,150	IV 4,150~5,720	V 5,720~	18歳未満の子 供のみの世帯	20歳未満の子 供のみの世帯
世帯人員(人)	1	1	1	1	1	1	2.67	2.73
有業人員(人)	1	1	1	1	1	1	1	1.06
世帯主年齢(歳)	41.4	45.8	37.3	38.6	39.1	46.3	42.4	42.8
実収入	319,980	171,684	261,948	274,776	396,445	495,049	242,272	257,324
直接税	24,516	5,671	11,988	17,660	30,426	56,837	7,348	8,261
社会保険料	36,457	16,035	28,493	30,960	47,860	58,938	20,103	21,882
合計	60,973	21,706	40,481	48,620	78,286	115,775	27,451	30,143
公租公課の実収入比(%)	19.1	12.6	15.5	17.7	19.7	23.4	11.3	11.7
有業人員の被服及び履物	6,925	4,004	5,803	7,443	8,628	8,744	4,329	4,140
交通	7,802	3,391	5,378	5,978	10,057	14,208	4,591	4,931
通信	7,383	7,051	6,966	7,429	7,724	7,746	12,275	13,507
書籍他の印刷物	2,742	1,798	2,946	2,475	2,891	3,602	1,931	2,145
諸雑費	11,830	9,756	10,636	13,321	13,064	12,371	12,532	13,358
こつかい	-	-	-	-	-	-	2,413	5,419
交際費	14,055	10,131	12,207	13,153	15,330	19,455	10,430	9,983
合計	50,737	36,131	43,936	49,799	57,694	66,126	48,501	53,483
職業費の実収入比(%)	15.9	21.0	16.8	18.1	14.6	13.4	20.0	20.8
住居	29,169	23,162	28,239	28,655	31,245	34,542	30,765	31,030
土地家屋返済	8,034	2,578	4,027	4,923	17,777	10,865	6,670	7,219
保健医療	5,071	5,381	3,512	4,024	4,815	7,625	5,321	1,106
保険料	8,992	4,170	5,906	7,386	11,302	16,194	9,019	9,563
教育関連費	-	-	-	-	-	-	38,229	39,503
合計	51,266	35,291	41,684	44,988	65,139	69,226	90,004	88,421
特別経費の実収入比(%)	16.0	20.6	15.9	16.4	16.4	14.0	37.1	34.4
控除費目の実収入比(%)	50.9	54.2	48.1	52.2	50.7	50.7	68.5	66.9
基礎収入の割合(%)	49.1	45.8	51.9	47.8	49.3	49.3	31.5	33.1

出所：総務省統計局「2013年家計調査年報」第3-6表及び単身世帯第4表から作成。

注1：「有業人員の被服及び履物」は、「20歳未満の子供のみの世帯」では、「被服及び履物」を世帯人員で除し有業人員を乗じた。

注2：「教育関連費」は(再掲)を用いている。

一方、母子世帯の「基礎収入」の実収入比は、「18歳未満の子のみ」の世帯では31.5%、「20歳未満の子のみ」の世帯では33.1%であった。母子世帯の実収入に占める「基礎収入」の割合はおよそ3割と見なすことができる。

研究会が提案する簡易算定方式は、統計に、勤労者世帯の家計収支を用いているため、家族の支出も加算されている。その結果、算出された値は曖昧さが否めない。

そこで本稿では、前述したように、男性単身世帯を養育費支払い義務者、母子世帯を権利者と想定し、母子世帯には子の教育費を控除費目に加えて試算した。その結果、支払い義務者の父と、子の監護を行っている母の「基礎収入」の実収入比に5割と3割という明確な差が生じた。このことは、養育費算定において、低所得の母子世帯の養育費負担が軽減され、「余力ある場合は収入段階に応じた父母の負担額基準が示されること」(松嶋, 2007, p.192)につながる。現行の簡易算定方式のように、同一値を当てはめることへの問題点が指摘できる。

### (3) 「生活費指数」の試算

ここでは厚生労働省「生活保護制度における生活扶助基準額(2014年度)」及び文部科

学省「2012年度子どもの学習費調査」結果を用いて、子どもの生活費指数を算出した(表4-3)。第3節(2)で述べたが、簡易算定方式では、表4-3の網掛け部分のように、子の年齢階級を「0～14歳」「15～19歳」の2区分、親の年齢は「20～59歳」1区分としている。そこで本稿では、簡易算定方式の年齢区分による検証の他に、「生活扶助基準第1類」の年齢階級区分を基に、子の年齢階級を5区分<sup>12</sup>、親の年齢階級2区分として生活費指数を算出した(表4-3)。

表4-3 親子の年齢階級別最低生活費と生活費指数(子1人の場合)

親の年齢 (歳)	子の年齢 階級(歳)	第1類基準額		第2類基準額 世帯人員2人	親子の最 低生活費	注1		注2		注3		注4 生活費指数
		子	親			子の生活費①	教育費	子の生活費②	生活費指数			
親 (20-59)	0～14	31,745	40,365	49,460	121,570	36,515	10,961	47,476	55.8			
	15～19	43,300	40,365	49,460	133,125	48,070	19,236	67,306	79.1			
①親 (20-40)	0～2	21,510	41,440	49,460	112,410	26,280	10,961	37,241	43.2			
	3～5	27,110	41,440	49,460	118,010	31,880	10,961	42,841	49.7			
	6～11	35,060	41,440	49,460	125,960	37,680	10,961	48,641	56.5			
	12～14	43,300	41,440	49,460	134,200	45,920	10,961	56,881	66.0			
②親 (41-59)	15～19	43,300	41,440	49,460	134,200	45,920	19,236	65,156	75.6			
	0～2	21,510	39,290	49,460	110,260	26,280	10,961	37,241	44.3			
	3～5	27,110	39,290	49,460	115,860	31,880	10,961	42,841	51.0			
	6～11	35,060	39,290	49,460	123,810	39,830	10,961	50,791	60.5			
③親 (20-40)	12～14	43,300	39,290	49,460	132,050	48,070	10,961	59,031	70.3			
	15～19	43,300	39,290	49,460	132,050	48,070	19,236	67,306	80.1			

#### 親の年齢階級別最低生活費

年齢(歳)	第1類基準額	第2類基準額	最低生活費
親(20-59)	40,365	44,690	85,055
親(20-40)	41,440	44,690	86,130
親(41-59)	39,290	44,690	83,980

出所：厚生労働省「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(2014年度)」及び文部科学省「2012年度子どもの学習費調査」より作成。

注1：「子の生活費①」＝「親子の最低生活費」－「親の最低生活費」。

注2：0～14歳は公立中学校の、15～19歳は公立高等学校の「学習教育費」の年額を1ヶ月当たりで算出。

注3：「子の生活費②」＝「子の生活費①」＋「教育費」。

注4：親の最低生活費を100としたときの「子どもの生活費②」の割合。

その結果、簡易算定方式による子の生活費指数は、「0～14歳」で55.8と「15～19歳」で79.1であった。

一方、年齢階級を細分した場合の子の生活費指数は、親「20～40歳」の年齢区分では、子の0～14歳は43.2～66.0まで、親「41～59歳」の年齢区分では、44.0～70.3までと、それぞれ20ポイント以上の差が見られた。特に「12～14歳」については、簡易算定方式の生活費指数と10ポイント以上の開きがあり、「0～14歳」の生活費指数を一律「55」とすることには無理がある。15～19歳については、現行の「90」よりやや低い75.6と80.1であった。

子の「教育費」については、研究会は文部科学省「子どもの学習費調査」の学習費総額

12 厚生労働省「生活保護制度における生活扶助基準額」では、子の年齢階級は「12～19歳」を分けずに4区分となっているが、教育費の関係で、「6～11歳」「12～14歳」と分割し5区分とした。

から「学校教育費」のみを選出し「教育費」として用いていた。しかし、2012年度調査結果では、たとえば、公立中学校の年間の「学校教育費」は131,534円、「学校給食費<sup>13)</sup>」は36,114円、「学校活動費<sup>14)</sup>」は282,692円であり、「学校教育費」は「学習費総額」の3割弱であった。「学校給食費」も加算されておらず、子どもの教育費の実態把握が十分に なされているとは言い難い。

日本弁護士連合会は、子の生活費指数が生活実態とかけ離れていること、子の最低生活費には2類基準額も加算し、親の「生活保持義務」を図るべきであると述べている（日本弁護士連合会，2012）。また、松嶋（2007, p.193）は「養育費算定で重要なのは、子どもの養育費の最低保障を確保することである」と指摘する。現状にそぐわない子どもの生活費指数の低さは、養育費の低額化につながっている。

## 5. 最後に

現在、簡易算定方式は養育費の取り決めに際し、明解で迅速な算定基準として、広く活用されている。しかし、これまで弁護士会や法学研究者らがその問題点を指摘してきた。

本稿では、研究領域の異なる筆者の視点で、最新の統計データを用いた検証と試算を行い問題点や矛盾点を示した。まとめとして、以下の2点を指摘したい。

まず第1は、経年による指数や理論値の見直しの必要性である。研究会が簡易算定方式を提案してから11年が経過している。その間、所得水準、生活様式、消費構造は変化している。本稿からは、「基礎収入」の理論値の変化や子どもの生活費指数の問題点が認められた。変化する生活実態を反映させるため算定方式の定期的な検証と修正は不可欠である。

第2は、養育費算定方法の抜本的な見直しの必要性である。本稿においても、いくつかの簡易算定方式の矛盾点や問題点を述べたが、一律に理論値や指数を用いる現行の算定方式に対し、松嶋（2007, p.192）は「記述的処理に技巧を加えて変質し、扶養義務の概念とはかけ離れた算定処理」と指摘する。

養育費は私的扶養とはいえ、母子世帯や子どもの貧困とも深く関わり、当事者の自助努力では到底解決しえない多くの社会的課題と深く関連している。今後は、法曹界のみならず、学際的な領域から多面的な議論を活発化させ、子どもの生活保持義務を踏まえた養育費の確保を早急に検討していく必要がある。

## 引用文献

大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部（2013）『知っておきたい！養育費算定のこと—貧困母子世帯をなくすために』かもがわ出版

13 給食費として徴収した経費（文部科学省「2012年子どもの学習費調査」項目別定義）。

14 補助学習費（予習、復習、補修等の学校教育に関係する学習をするための支出）、及びその他の学校外活動費（けいごごと、学習活動、スポーツ、文化活動等）（脚注13と同じ）。

- 東京・大阪養育費等研究会 (2003) 「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案—」『判例タイムズ』1111号 (2003.4.1) pp.285-305.
- 日本弁護士連合会 (2012) 「『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」 ([http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion\\_120315\\_9.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_9.pdf), 2014.8 アクセス)
- 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会 (2011) 『離婚と子どもの幸せ—面会交流・養育費を男女共同参画社会の視点から考える』明石書店。
- 松嶋道夫 (2007) 「養育費裁判の現状と改革への課題」『久留米大学法学』vol.56・57, pp.191-240.
- 松嶋道夫 (2012) 「養育費・婚姻費用分担に置ける簡易算定方式徒養育保障の課題」『久留米大学法学』vol.67, pp.226-184.
- 松嶋道夫 (2013) 「簡易算定方式の問題点とあるべき養育費・婚姻費用の算定」『自由と正義』vol.64 (3), pp21-27.

(みやさか じゅんこ 環境デザイン学科非常勤講師)

